

# 大崎市下水道事業の経営状況について

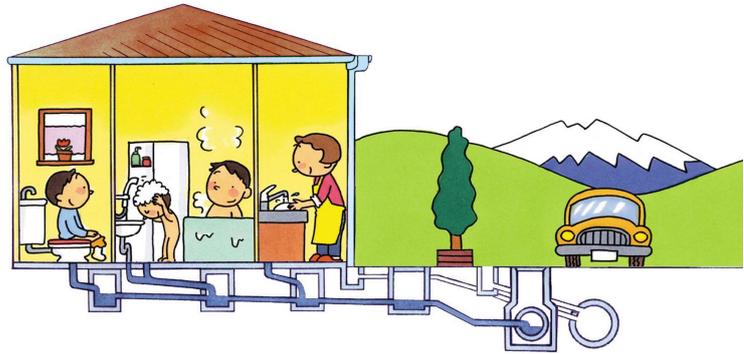
## 下水道の役割

大崎市の下水道は、市街地を中心とした公共下水道事業，農村部で実施する農業集落排水事業，それ以外の地域では申請を受けて設置を進める特定地域生活排水処理事業（浄化槽整備事業）により生活排水（污水）処理を行っています。また，雨水事業として古川・松山・三本木・鹿島台地域で雨水排水ポンプ場の整備など浸水対策を進めています。

下水道は安全で快適な生活環境を維持するため重要な役割をはたしています。

例えばトイレや台所などの污水は污水管を通り，処理場できれいにし河川へ放流します。

また，雨水は道路側溝から雨水管に入り，雨水排水ポンプ場から河川に放出して浸水被害を軽減しています。



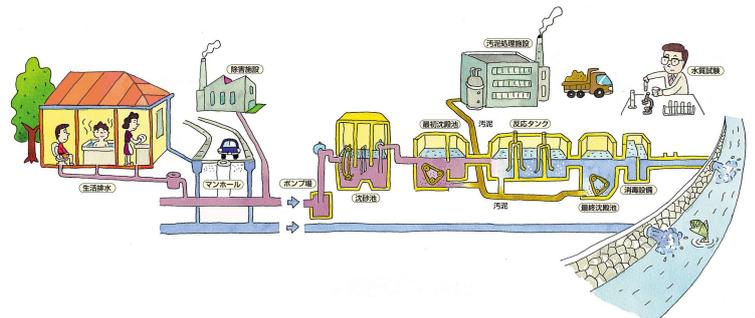
下の表は下水道施設の状況です。污水処理は公共下水道と農業集落排水あわせて14か所の処理場とポンプ場のほか，申請により各戸に合併処理浄化槽を設置しています。浸水対策は4地域に調整池や雨水排水のためのポンプ場があります。このほか市内には500kmを超える下水道管（污水・雨水）やマンホールポンプなど様々な施設があります。

### 【污水対策】

	古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子温泉	田尻
公共下水道	古川師山浄化センター 古川駅南污水中継ポンプ場	宮城県鳴瀬川流域下水道 (鹿島台浄化センター)			岩出山浄化センター	鳴子浄化センター	-
農業集落排水施設 (地区)	荒谷 西古川 飯川 敷玉	-	新沼第一	-	一栗	-	田尻第一 富岡 大貫 田尻第2
特定地域生活排水処理事業 (浄化槽整備事業)	市内全域で実施（上記の事業計画及び事業採択区域を除く）						

### 【浸水対策】

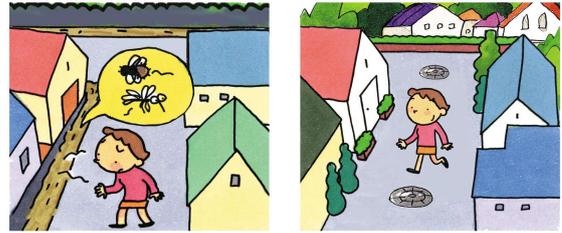
	古川	松山	三本木	鹿島台
公共下水道	十日町排水区 李埴第1排水区 李埴第2排水区 大江川第3排水区	千石堀排水区	南町排水区	中央第一排水区
主な施設	古川榆木雨水排水ポンプ場 古川李埴雨水排水ポンプ場	入町調整池	西沢ポンプ場 新町第一ポンプ	已待田調整池 已待田第2調整池 姥ヶ沢ポンプ



## 下水道の主な取り組み

### 1 未普及対策

生活環境の改善には、生活排水の適切な処理が必要です。大崎市では污水管整備により公共下水道による処理ができる区域の拡大を図っています。



### 2 浸水対策

近年のゲリラ豪雨などによる市街地の浸水被害を軽減するため、雨水管や雨水排水ポンプ場の整備を行っています。



### 3 長寿命化対策

下水道の施設（管含む）は建設から50年以上経過するものもあり、老朽化が進んでいます。污水処理や浸水対策など市民生活の安全・安心のため、継続して計画的な施設の改築や更新などに取り組む必要があります。

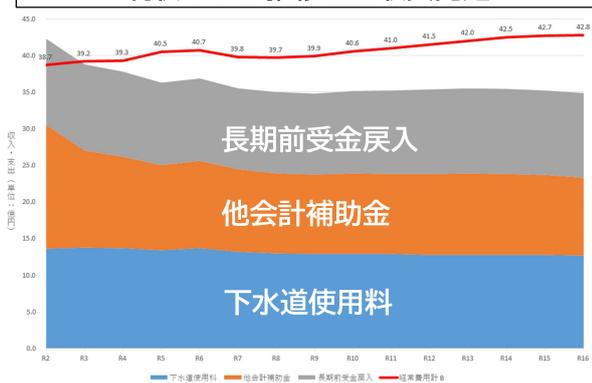
## 経営状況について

下水道の建設（未普及対策・浸水対策・長寿命化対策など）事業費は多額であり、今後10年間で約202億円を見込んでいます。これらの事業は、国や県の交付金（補助金）を受け入れながら、企業債（借入金）の発行と自己財源で賄うことになります。

また、施設の経常的な運転管理や下水道使用料徴収などに多額の費用がかかりますが物価や人件費の上昇などで年々増加しており、それに加えて借入金の元利償還などもあり赤字経営が続いています。

なお、下水道事業のうち污水対策については受益を受ける方（下水道を使っている方）からの下水道使用料と市の負担（基準内繰入金）で、浸水対策は税金（市からの雨水処理負担金）を主な財源として経営することが基本となります。しかしながら、污水対策について、下水道使用料と基準内繰入金では賄えない状況が続いており、毎年度、市からの「基準外繰入金」に依存する状況となっています。

現状のまま推移した収支見込



左は污水対策の経常収支の状況です。経常収入の計である帯グラフにくらべ、経常費用をあらわす赤の折れ線グラフが上回っており、今後収入と費用の差（収入不足）が更に広がることが見込まれます。

## 下水道事業経営戦略について

経営改善を図り安定した汚水処理と浸水対策を実施するため、令和2年度に策定した「大崎市下水道事業経営戦略」を見直し、計画期間を令和7年度～令和16年度の10年間として改定しました。

経営戦略では、経営の基本方針や経営改善のロードマップを定めるとともに、今後の経費の縮減と受益に応じた負担の見直しによる事業継続を検討し、当面の資金的な安定を図ることとしました。現状では汚水処理に係る経費が下水道使用料でどの程度賄えているかを図る経費回収率が80%台であり、その比率の改善により取組の成果を図るものです。具体的な取り組みとして、水洗化の勧奨により接続者を増やし下水道使用料の増収を図ること、維持管理費の削減、建設事業費の平準化や繰入金確保に取り組むとともに、受益に見合う負担をいただくという観点から下水道使用料の見直しを図るものです。

### 経費回収率向上に向けた業績目標

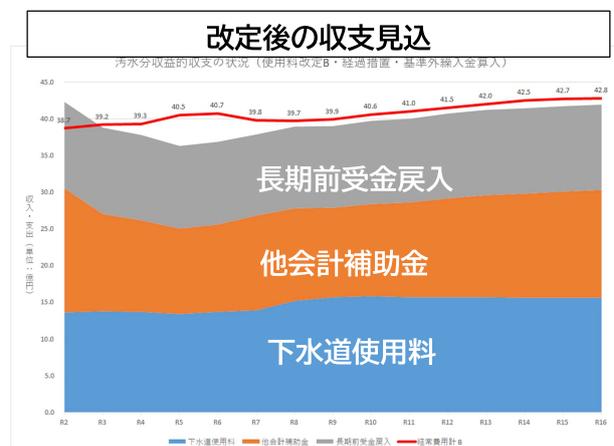
R5（現在）	目標	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
81.60%	90%					86%					90%
取 組											
水洗化促進											
維持管理費縮減の取組											
将来負担を考慮した建設改良の実施											
受益者負担のあり方の検討											
一般会計繰入金の確保											
点 検 評 価		●	●	●	評価・見直し	●	●	●	●	●	評価・見直し

## 下水道使用料の改定について

汚水処理は使用者負担が原則となりますが、近年の物価上昇や長らく下水道使用料の単価を据え置いていることなどから、汚水処理の経費に見合う下水道使用料となっていません。このことから、受益に見合う負担となるよう令和7年11月請求分から下水道使用料の改定を行います。ただし急激な負担増とならないよう経過措置を設けて移行します。

また、一般会計からの繰入については引き続き協議を進めます。

維持管理経費など経費の縮減と合わせ、下水道使用料改定や繰入金の算定などによる収入増も図り、経営安定化に向けた取組を進めます。



## 下水道使用料改定の流れについて

下水道使用料改定については令和7年11月請求分からとし、計算例（抜粋）は下のとおりです。

下水道使用料は排水量に応じて算定します。（原則、上水道使用量と同量ですが井戸を使用している場合など一部の方は異なります。）

現行（ア）が現在の料金で、月々の負担が一度に増加しないよう、経過措置（エ）、（オ）、（カ）として段階的に引き上げ、使用料額（イ）に改定をするものです。

また、これまでは基本使用料に10㎡までの使用水量分が含まれており、10㎡までは水を使う量にかかわらず同じ金額となっていました。これからは使用した水量に応じて下水道使用料を計算するため基本使用料の基本水量を廃止し、1㎡から従量使用料を計算することとします。

### 【下水道使用料の改定計算例（抜粋）】

（円/1カ月、税込）

排水量 （㎡）	現行 （ア）	改定額 R10.11～ 使用料額 （イ）	現行との 差額 （イ－ア＝ウ）	経過措置							
				請求月		R7.11～R8.10		R8.11～R9.10		R9.11～R10.10	
				使用料額 （エ）	増加額 （エ－ア）	使用料額 （オ）	増加額 （オ－エ）	使用料額 （カ）	増加額 （カ－オ）		
0	1,540	1,705	165	1,705	165	1,705	0	1,705	0		
5	1,540	1,870	330	1,760	220	1,815	55	1,870	55		
10	1,540	2,035	495	1,815	275	1,925	110	2,035	110		
15	2,640	3,245	605	2,915	275	3,080	165	3,245	165		
※ 20	3,740	4,455	715	4,015	275	4,235	220	4,455	220		
25	5,005	5,995	990	5,390	385	5,665	275	5,940	275		
30	6,270	7,535	1,265	6,765	495	7,095	330	7,425	330		
35	7,535	9,075	1,540	8,140	605	8,525	385	8,910	385		
40	8,800	10,615	1,815	9,515	715	9,955	440	10,395	440		
45	10,065	12,155	2,090	10,890	825	11,385	495	11,880	495		
50	11,330	13,695	2,365	12,265	935	12,815	550	13,365	550		
100	25,630	30,745	5,115	27,665	2,035	28,765	1,100	29,865	1,100		
500	140,030	167,145	27,115	150,865	10,835	156,365	5,500	161,865	5,500		
1,000	266,530	321,145	54,615	288,365	21,835	299,365	11,000	310,365	11,000		
2,000	519,530	629,145	109,615	563,365	43,835	585,365	22,000	607,365	22,000		
9,000	2,290,530	2,785,145	494,615	2,488,365	197,835	2,587,365	99,000	2,686,365	99,000		
10,000	2,543,530	3,093,145	549,615	2,763,365	219,835	2,873,365	110,000	2,983,365	110,000		

※排水量20㎡は一般家庭1カ月あたりの水準として示しています。

大崎市上下水道部経営管理課

〒989-6223 宮城県大崎市古川字上古川117番地

電話 0229-24-1112 / FAX 0229-24-1114 / e-mail : w-kanri@city.osaki.miyagi.jp

